

## 令和6年度 土師保育所 重要事項説明書

### 1. 事業者

名 称	桂川町
代表者氏名	桂川町長 井上 利一
法人の所在地	福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 424 番地 1
法人の電話番号	0948-65-1100

### 2. 事業の目的

入所する全ての児童が、適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること。

### 3. 運営方針

- (1) 保育所は、入所する児童（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 保育所は、園児の家族や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4. 保育所の概要

名 称	土師保育所
所 在 地	福岡県嘉穂郡桂川町大字土師 2464 番地 1
電話番号	0948-65-0077
開設年月日	昭和 52 年 4 月 1 日
施設長名	園長 大野 あかね
利用定員	0 歳児 9 名      1・2 歳児 52 名      3 歳以上児 59 名 計 120 名
職員数	32 名
特別保育の実施状況	障がい児保育
嘱託医	内科 青柳医院 青柳 明彦 歯科 大塚歯科 大塚 倉太

### 5. 保育を提供する日、時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
保育時間	保育標準時間：午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで 保育短時間：午前 7 時 30 分から午後 5 時 15 分までの内 1 日 8 時間以内
休所日	日曜日、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

## 6. 施設の概要

面積	敷地全体	3,939.46 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造平屋建て
	延べ床面積	910.30 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室 2室 (面積 105.60 m <sup>2</sup> )、調理室 (41.98 m <sup>2</sup> ) 保育室・遊戯室 5室 (313.88 m <sup>2</sup> )、調乳室 (5.00 m <sup>2</sup> ) 園児用トイレ 4か所、屋外遊戯場 (1,780.55 m <sup>2</sup> )	

## 7. 職員体制

職名	人数 (勤務形態)	正規の勤務時間帯
園長	1人 常勤	午前7時30分～午後6時30分
保育士	28人 常勤 19名 非常勤 9名	午前7時30分～午後6時30分
栄養士	1人	午前8時30分～午後5時15分
調理員	4人 常勤 2名 非常勤 2名	午前8時30分～午後5時15分

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 8. 提供する保育等の内容

(1) 保育の提供 保育時間内において、保育を提供します。

※一日の生活、年間行事は別途配布の「入所のしおり」でご確認下さい。

(2) 子どもの体幹を鍛え柔軟性を高めるリズム遊びを行います。

足の裏から刺激を与え、脳の発達を促すため、園内では裸足保育を行います。

(3) 給食の提供 3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食給食（土曜日のみ完全給食）を行います。

※献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表を配布します。

※アレルギー食物の除去等については主治医意見書の指示に基づいて実施します。

(4) 巡回指導について

町では、保健師と臨床心理士等が保育園を訪問する巡回指導を実施しています。必要に応じて、園での様子や園児の得意なこと、苦手なことを保護者の方と共有し、園児の伸びる力を手助けできるように町の発達相談（心理・言語・医師）や他の相談機関等の紹介を行います。

## 9. 保護者の負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。なお、桂川町への支払い方法は、口座振替です。

(2) 実費徴収 保育料のほか、保育の提供における便宜に要する費用として次の費用を負担していただきます。

- ① バス遠足に係る費用 実費（5歳児）
- ② 絵本代 実費（希望者のみ）
- ③ 体操服代等 実費
- ④ 副食の提供に要する費用 月額 4,500 円（3～5歳児）

※年収 360 万未満相当世帯の子ども及び全世帯の第 3 子以降の子どもは除く。

(3) 保護者会費 月額 300 円

行事活動費等として保護者会が徴収します。

(4) 延長保育料（保育短時間認定） 1 日 30 分毎に 100 円

保育短時間認定の方で、やむを得ない理由により通常の保育時間（8 時間）を超えて保育が必要な場合は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

## 10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、法第 20 条第 1 項の認定を取り消されたとき
- (3) 感染症疾患その他の健康上の都合により、他の園児に感染する恐れがあるとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11. 緊急時の対応

保育の提供により事故が発生した場合やお預かりしている園児の病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先へ連絡を行い、状況に応じて医療機関に搬送する等必要な措置を行います。

また、家庭内において園児が病気（特に感染するおそれがある疾患）が発生した場合は、保育所までお知らせください。

保育所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

## 12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテンの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。

※非常災害、気象警報の発令等により、保育の提供が困難であると認められる場合、町長又は施設長の判断により、休園又は開園・閉園の時間変更を行う場合があります。

### 13. 虐待の防止について

保育所は、虐待の防止のために次の措置を行います。

- (1) 園児の心身の状態等を観察し、身体的虐待や不適切な養育等の早期発見に努めます。
- (2) 虐待等が疑われる場合には、速やかに町長及び児童相談所に通告し、関係機関との連携に努めます。
- (3) 欠席理由を保護者から説明を受けている場合であっても、園児が所の休日を除き引き続き7日以上欠席した場合（入院による場合等を除く。）には、職員は家庭訪問等により園児との面会を行います。

### 14. 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

### 15. 入所後の変更について

- (1) 認定情報等に変更のあった場合は、保育所又は子育て支援係まで必ず届けてください。
  - ・教育・保育給付認定の区分
  - ・保育必要量（就労・出産等により必要量に変更される場合）
  - ・保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
  - ・園児の氏名、生年月日、個人番号及び保護者との続柄
- (2) 届出には、「支給認定変更届」と変更内容に応じた書類が必要です。
- (3) ご家庭の状況の変更に伴い、保育認定や保育料が変更になる場合があります。また、変更は書類等の提出があった翌月から適用となります。  
※支給認定変更届・就労証明書は町指定の様式にて提出してください。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。説明にご同意いただいた場合、別紙（1・2）に署名をお願いいたします。

保 育 所 名       : 土師保育所  
説明者職名     : 園長     大野   あかね

土師保育所重要事項説明同意書

私は土師保育所の利用にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、これに同意いたしました。

令和 年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

園児からみた続柄 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・桂川町が作成した電子記録（ホームページ等）、町報、ケーブルTV、インスタグラムや桂川町が許可する情報に園児の名前、写真、映像等が掲載されること。

土師保育所 園長 大野 あかね 様

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者住所 : .....

保護者氏名 : .....

園児から見た続柄 : .....

園児氏名 : ..... · .....

: ..... · .....